

尼崎市立学校財務(定期)監査
及び行政監査結果報告

平成 21 年 5 月

尼 崎 市 監 査 委 員

報告監第7号
平成21年5月19日

様

尼崎市監査委員	須賀邦郎
同	堀智子
同	仙波幸雄
同	今西恵子

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により尼崎市立学校に係る財務(定期)監査及び行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出します。

目 次

小 学 校	1
中 学 校	2
高 等 学 校	3
幼 稚 园	4

小 学 校

1 監査の期間

平成20年12月1日から平成21年4月14日まで

2 監査の対象

今回の監査は、明城小学校、難波小学校、北難波小学校、梅香小学校、竹谷小学校、下坂部小学校、潮小学校、長洲小学校、清和小学校、杭瀬小学校、浦風小学校、金楽寺小学校、浜小学校の13校が平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたか、また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。

中 学 校

1 監査の期間

平成20年12月1日から平成21年4月14日まで

2 監査の対象

今回の監査は、成良中学校(琴城分校を含む。)中央中学校、日新中学校、小田南中学校、若草中学校、小田北中学校、大成中学校の7校が平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたか、また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、支出事務以外の事務については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、支出事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

委託事業における支出事務について

「いきいき学校」応援事業推進委員会(会長:学校長)が、市から受託した事業執行に伴う経費を、市からの委託料で支出せず、立替え払いをしていた。

(日新中学校)

委託事業の関連経費の執行に当たっては、立替え払いは厳に慎み、適正に行うこと。

高等学校

1 監査の期間

平成20年12月1日から平成21年4月14日まで

2 監査の対象

今回の監査は、尼崎高等学校、尼崎東高等学校の2校が平成20年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたか、また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、旅行命令等に係る事務、財産管理等事務以外の事務については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、旅行命令等に係る事務、財産管理等事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

旅行命令等に係る事務について

日本海駅伝大会等(於:倉吉市)へ参加する生徒を引率するため教員が出張しているにもかかわらず、旅行命令を行わず、旅費、宿泊費等も支給していなかった。

(尼崎高等学校)

旅行命令等の事務は、事務処理の基本であり、適正に行うこと。

教職員に対する学校敷地内の駐車用空地の使用許可等について

駐車用空地に教職員の通勤用自動車を使用許可する際、使用許可に関する要綱や教育長通知を逸脱した事例があった。また、校内を無灯火で自動車が通行するなど、生徒等の安全を脅かしかねない状況となっていた。(尼崎高等学校、尼崎東高等学校)

駐車用空地の使用許可を行うに当たっては、要綱等に則した基準により、適正に行うこと。また、校内の車両通行に関するルールを設定するなど、生徒等への安全を確保すること。

なお、学校敷地内の教職員への駐車用空地の使用許可基準については、駐車の実態に照らして、原則禁止に立ち返り、社会通念上適当であるか検討するよう要請した。

また、教員の勤務時間及び夏季休業期間等における承認研修の運用については、厳格に行い、保護者等への説明責任を十分果たすよう併せて要請した。

幼 稚 園

1 監査の期間

平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 4 月 14 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、博愛幼稚園、梅園幼稚園、竹谷幼稚園、長洲幼稚園、大庄幼稚園、大島幼稚園の 6 園が平成 20 年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたか、また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。